

「こども誰でも通園制度」と「一時預かり保育」

こどもの条件

生後6カ月から満3歳未満のお
子さんがいますか？

いいえ

田原本町にお住いの生後6カ
月から3歳のお誕生日の前日ま
での子どもが対象
保育所、小規模保育所、企業主
導型保育所に通っている子ども
は対象外です。

はい

お子さんは保育園やこども園な
どに通園していませんか？

保護者の条件

お子さんに園などでの集団生活
を経験させてあげたいと思う
子育てについて相談できる場が
欲しい

仕事や用事、体調不良の時に子
どもを預けたい
リフレッシュする時間が欲しい

こども誰でも通園制度

こどもに集団生活や新しい経験
の場を提供する
保護者に子育てに対する助言や
支援を行うことを目的とした制
度です。

一時預かり保育

保護者の事情により、家庭での保
育が困難な際に、一時的に子ども
を預かることを目的とした事業
です

「一時預かり事業」と「誰でも通園制度」との違い

- ・一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、本制度は「こどもの育ちを応援すること」が主な目的です。
- ・一時預かり事業は「事業」である一方、本制度は保育所等の利用のように「給付制度」として実施されます。